

公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の出入境管理分野における情報の交換と協力に関する覚書

公益財団法人交流協会と亜東関係協会（以下「両協会」という。）は、1972年12月26日に作成した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」の第3項及び2010年4月30日に作成した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の2010年における日台双方の交流と協力の強化に関する覚書」第3項に関連し、次の項目について、それぞれ必要な関係当局の同意が得られるよう相互に協力する。

- 1 両協会は、公正な出入境管理を図ることを目的に、出入境管理分野全般における協力関係を強化するよう努めることとし、交流協会は法務省、亜東関係協会は内政部のそれぞれの出入境管理に関する担当部局に対しそれぞれ協力を要請する。
- 2 両協会は、年一回の定期幹部会合を相互に開催するとともに、必要に応じて実務者を交えた交流を随時実施することとする。
- 3 両協会は、双方の相互理解及び公正な出入境管理の実現のため、出入境管理に係る資料、技術等情報の交換を行うこととする。
- 4 両協会は、偽変造旅券や査証等の偽変造文書所持者の不法な入境を水際で阻止するために、それぞれの法律の範囲内において、法務省と内政部のそれぞれの出入境管理に関する担当部局間の緊急の連絡及び調整が行われることを可能にするため、両関係担当部局の連絡先を交換する。連絡先に変更があった場合は直ちに通知するものとする。
- 5 この覚書は、両協会の署名の日に開始し、双方の協議に基づいて修正することができる。

いずれか一方の側の協会が90日前に他方の協会に対して書面による通告を行うことにより、この覚書を終了させることができる。

この覚書は、日本語及び中国語により原本2通が作成され、2014年11月20日、台北において署名された。

公益財団法人交流協会代表

亜東関係協会代表